

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要

1 報告の趣旨及び対象期間

- 特定秘密保護法第 19 条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年 1 回、有識者の意見を付して国会に報告するもの
- 対象期間：平成 26 年 12 月 10 日から同月 31 日までの間

2 特定秘密の指定等の状況

- (1) 指定の要件と指定権限のある行政機関
 - ・ 運用基準で指定事項の細目を定めたこと。
 - ・ 指定権限を有する行政機関が 19 機関に限定されたこと。
- (2) 政府全体の指定の状況
政府全体の指定件数（10 機関・382 件）と行政機関別の内訳
- (3) 事項別の指定の状況
法別表の 4 分野別・行政機関別の指定件数
（運用基準の「事項の細目」別の件数を添付）
- (4) 対象期間中における各行政機関の指定の状況
行政機関別の指定内容の概要及び件数
- (5) 情報の類型別の指定の状況
特に件数の多い指定内容の概要
（暗号関連、情報収集衛星関連、武器の仕様・性能等関連）
- (6) 特定秘密が記録された行政文書の状況
特定秘密が記録された行政文書の行政機関別の保有件数
（13 機関・189,193 件）
- (7) その他
以下については、いずれも報告対象となる事実がないこと。
 - ・ 特定秘密の指定の有効期間の延長及び解除の状況
 - ・ 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況
 - ・ 運用基準に基づく通報の状況
 - ・ 適性評価の実施の状況

3 情報保全諮問会議の委員の意見